

(健Ⅱ333)
令和3年9月29日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤和彦
(公印省略)

「感染防止対策の継続支援」の周知について

令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費が必要となること等を踏まえた特例的な評価については、令和3年9月末までとされております。

今般、厚生労働省において、10月以降の対応について、医療、介護及び障害福祉分野における「感染防止対策の継続支援」が別紙のとおりとりまとめられましたので、ご連絡申し上げます。

障害福祉分野においては、令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染防止対策に要する費用について、都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して支援が実施されます。

なお、障害福祉分野についてのサービス別等に設定される補助上限や対象経費等の詳細については、追って示されるとのようですが、申請手続きは、できる限り簡素化を図ることを検討しており、各サービス事業所等において、まずは感染防止対策の継続に係る領収書を保存しておいていただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会及び関係機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年9月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「感染防止対策の継続支援」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた障害福祉サービス等報酬の特例的な評価については、令和3年9月末までとされ、同年10月以降については、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応することとされてきました。

今般、医療、介護及び障害福祉分野における「感染防止対策の継続支援」について別紙のとおりとりまとめましたので、御報告します。

障害福祉分野についてのサービス別等に設定される補助上限や対象経費等の詳細については、追ってお示しします。

なお、経費の対象期間は令和3年10月1日から12月31日までです。申請手続きはできる限り簡素化を図ることを検討しているところですが、各サービス事業所等において、まずは感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただくよう周知をお願いいたします。

各都道府県、市町村におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管内サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。

【別紙】

「感染防止対策の継続支援、コロナ患者診療に係る特例評価の拡充」

医療、介護、障害福祉における感染症対策について、その**かかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続**する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。

加えて、医療機関等における**新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充**する。

1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円上限**
- ・ 無床診療所(医科・歯科) **8万円上限**
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 **6万円上限**

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の介護施設において、 **6万円上限**

サービス別等に補助上限を設定

医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の入所施設において、 **3万円上限**

サービス別等に補助上限を設定

障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費（共通）

令和3年10月1日から12月31日
までにかかる感染防止対策に要する費用

2 新型コロナウイルス患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

外来

- ✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>

院内トリアージ実施料の特例300点 **550点**
診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件

- ✓ コロナ患者への外来の特例拡充

ロナプリーブ投与の場合：950点 **2,850点(3倍)**
その他の場合： **950点**

歯科

- ✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例 (**100点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例 (**330点(時間要件の緩和)**)

等

在宅

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

ロナプリーブ投与の場合：950点 **4,750点(5倍)**
その他の場合：950点 **2,850点(3倍)**

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充
(520点 **1,560点(3倍)**)

調剤

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充
(訪問：**500点**、電話等：**200点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例
(30点(月1回まで) **算定上限撤廃**)

診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。 <令和4年3月末まで>

医科：**50点**、 歯科：**28点**、 調剤：**6点**